

令和3年度第4回熊本県環境影響評価審査会

議 事 概 要（書面審議）

1 日 時

令和3年（2021年）9月30日（木）から令和3年（2021年）11月5日（金）

2 書面審議者

熊本県環境影響評価審査会委員

3 事業者等

熊本県（土木部港湾課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部工務課）、八千代エンジニアリング株式会社

4 議 題

「長洲港土砂処分場整備事業に係る計画段階環境配慮書」について

5 議事概要

主な意見等の概要は以下のとおり。

- ・ 工事中の影響は、配慮書では計画の熟度が低いために検討することが困難とされているが、方法書以降で必ず環境影響を評価する必要がある。工事工程（護岸工事）は6年間の予定とあり、「工事中の影響は一時的である」ことは環境影響評価の対象としない理由にならないと考える。
- ・ 水の汚れについては、流速の変化 → 滞留時間の変化 → 水温 + N+P → 一次生産 → 有機物（COD）によって、科学的に評価する必要がある。
- ・ かつては、長洲工業団地と名石浜工業団地の間の海に、希少種のコアジサシが営巣する砂の島のようなものがあつた。現在、こうした環境は減少しているため、今回の事業予定地において、コアジサシが繁殖可能となるような、人の入れない砂地を一箇所ぐらい検討して頂きたい。
- ・ 配慮書段階の文献調査は網羅されており、問題ないと思われるが、今回の対象地域を実際に調査したデータがなく、問題ないという評価になっている可能性もある。保全対象となる海洋動物の種類は多く、現地調査にてそれらの種が確認されることが想定されるため、調査計画は周辺域も含めて検討する必要がある。
- ・ 人と自然との触れ合いの活動の場に対する荒尾干潟への影響について、直接的な

影響は少ないということは理解できたが、例えば、荒尾干潟水鳥・湿地センター
他、いくつかの場所から干潟を観察した場合、眺望の妨げになるようなことはな
いのか。

※配付資料

長洲港土砂処分場整備事業現地状況等説明資料